



# 自民党・無所属 大阪府議団だより



## とよ だ みのる 豊田 稔 議員が 決算特別委員会で質問

豊田稔議員は11月7日に開かれた決算特別委員会において、IR誘致に関する「府民理解の促進」、国際交流推進事業、消費者対策事業などを質問しました。

プロフィール 吹田市選出

昭和29年9月10日生まれ。大阪府吹田市豊津町在住。昭和53年関西大学文学部卒業。大阪府議会議員(1期)、吹田市議会議員(5期)、第68代吹田市議会議長。前自民党大阪府連市町村議員連盟副会長、自民党吹田市支部幹事長。府議会商工労働常任委員会委員長。決算特別委員会副委員長。

## IR推進

### IR誘致へ府民理解の促進 具体的な取り組み内容は?

**Q. 豊田議員** IR誘致に関する「府民理解の促進」について、平成29年度は府民セミナーの開催や他団体等が主催する関連セミナーにおいても講演を実施するなど、府民理解の促進を図ったとのことであるが、具体的な取り組み内容は。

**A. IR推進局推進課長** 平成29年度は大阪がめざすIR像や地域経済への波及効果などのテーマで、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市において合計10回の府民セミナーを開催し、大学の授業や経済団体等が主催するセミナー等で合計23回の講演を実施。さらにIRの正しい情報を届けるため、リーフレットを作成し、情報発信を行いました。

## 府民理解のカギを握る…

### ギャンブル等依存症対策の推進

#### 府民の不安を払拭し、理解は進んでいるのか

**Q. 豊田議員** IRにはギャンブル依存症に対する懸念があるが、IRをきっかけにギャンブル等の依存症に正面から取り組むことをしっかり伝えることで、逆にIRに対する府民の理解促進につながるのではないかと。IR推進局では平成29年度の取り組みにより、どの程度府民の理解が進んだと認識しているのか。

**A. IR推進局推進課長** 府民セミナーの参加者に対するアンケート結果では、87.9%の方が「よく理解できた」「ある程度理解できた」と回答しており、一定の成果はあったと考えています。IR誘致を契機に、カジノだけではなく既存のギャンブル等も含めしっかりと対策を講じ依存症を抑制していくことなど、引き続き理解の促進を図っていきます。

## 国際交流推進事業

### 世界各国との友好関係を深め、 在住外国人にも暮らしやすい大阪を目指して

**Q. 豊田議員** 国際交流推進事業について、具体的な事業内容と成果を問う。

**A. 国際課長** 自治体交流等の推進や外国公館を活用した国際交流機能の強化などが目標。海外の政府賓客や駐日各国大使等が大阪府を訪問の際には、接遇を行うと共に海外都市と友好提携を締結し、代表団の派遣や受入れなど相互理解を深めています。在住外国人等へは多言語による情報提供や相談対応に取り組み、昨年度は1,400件を上回る相談実績がありました。

## 消費者対策事業

### 市町村消費生活相談員対象の 研修参加人数の減少理由は



**Q. 豊田議員** 「市町村消費生活相談員対象の各研修会の実施」によれば、平成28年度及び29年度は研修会をそれぞれ計25回実施しているが、参加人数は平成28年度の435名から平成29年度は373名と減少している。「住民に身近な相談窓口充実等に向けた効果的な市町村支援の推進」を施策目標に掲げているが、この減少はということか。

**A. 消費生活センター所長** 平成28年度までは消費生活相談員全員を対象とした「レベルアップ研修」を実施していましたが、平成29年度からは原則実務経験5年以上の中堅相談員を対象とした内容に変更したため、対象の消費生活相談員の数が増え、研修会への参加人数が増えています。

### 悪質な事業者に対しては、毅然とした 対応で消費者被害の拡大防止を。

#### 悪質な事業者に対する調査や指導(関係法令)、 知事に与えられている権限を問う

**Q. 豊田議員** 「悪質な事業者への対策強化に向けた取り組みの推進」として実施している、事業者に対する調査・指導に関して適用される関係法令と、知事に与えられている権限を問う。

**A. 消費生活センター所長** 事業者に対する調査及び指導の中心となるのは、特定商取引法と景品表示法の2つの法律です。知事は特定商取引法では事業者に対して業務停止を命ずる権限が与えられており、景品表示法でも、事業者に対して消費者への誤認排除や再発防止策などの措置を講じることを命ずる権限が与えられています。

### 悪質な事業者は 参加しないのでは?



#### 消費生活センターの事業者向け研修会

**Q. 豊田議員** 事業者向けの研修会について、法令を守らないような悪質な事業者は、そもそも研修会に参加しないのではないかと。研修会の目的と実施状況を問う。

**A. 消費生活センター所長** 特定商取引法の研修会は、事業者が法規制の内容を理解して頂くことが消費者の被害防止に不可欠と実施しており、30年2月の研修会では多数の参加がありました。景品表示法は幅広い事業者向け研修会で同法を理解して頂き、適正な表示等遵守のため実施し、毎回、定員を超える申し込みで開催回数を増やしています。